

平成27年6月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	西山尚利
委員会開催日	平成27年6月25日(木)
所属委員	〔副委員長〕 本田仁一 〔委員〕 紺野長人 勅使河原正之 坂本栄司 石原信市郎 宮川えみ子 満山喜一 小桧山善継



西山尚利委員長

(1) 知事提出議案：可 決…4件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(6月25日(木))

宮川えみ子委員

農の1ページ、農業災害対策費について、現在の復旧状況を説明願う。

農業振興課長

ことしの3月11日から13日にかけて会津地方で積雪があり、主に喜多方市と会津若松市の半促成栽培のアスパラガスのハウス244棟が倒壊し、3,500万円ほどの被害が出ており、これらを復旧する経費である。なお、当初予算で1,000万円計上しているが、不足額を増額補正するものである。

宮川えみ子委員

被害を受けた全員がこの予算で被害を克服しようとしているのか。

農業振興課長

アスパラガスの半促成栽培は、ビニールをかけて早目に出荷する形態で、ことしは露地栽培に変更して出荷したが、雨が当たると病気が発生することから、ほとんどの方が手を挙げている。

なお、補助額は県と市町村が各3分の1、JAも支援することから農家の負担は、3分の1以下となっている。

石原信市郎委員

農の4ページ、CLT(直交集成板)の普及定着に向けた産学官での研究事業の連携はどのような枠組みで行うのか。

特に産業の部分では、どのような技術開発を進めていくのか。

林業振興課長

産学官による協議については、県内木材産業者、県外も含む学識経験者、さらには県、市町村などをメンバーにCLTの工場建設の可能性を検討していくこととしており、運営を福島県森林整備加速化林業再生協議会に任せる補助事業として考えている。

技術開発については、県内で既に独自技術を持つ業者もおり、その技術と新たなCLTの技術の融合を図ることをベースに、技術開発にも取り組んでいきたい。

石原信市郎委員

県内の独自技術を持つ業者と新たなCLTの技術との融合ということであるが、新たな技術とは、具体的にどのようなものなのか。

林業振興課長

現在、CLTの接合はボルトで締めて行われているが、この作業は大変時間も手間もかかるので、新たな技術としてボルトではなく接着する技術を開発しようとする業者がいる。この業者は大断面集成材の加工技術にすぐれており、接着に関するすぐれた基礎的技術を持っていることから、それをCLTの接合に応用していこうとするものである。

石原信市郎委員

非常に興味深く、新たな展開が図られることから大きな期待を持ちたい。

次に、農の1ページ、補正予算額は総額で約15億3,000万円、累計で約1,146億円である。そこにはいわゆる通常分と復興分があるかと思うが、その内訳を説明願う。また、復興分の中でも、いろいろ知恵を絞って本来の通常分から復興分に回した予算もあると思うが、その内訳について提示願う。

部参事兼農林総務課長

今回補正した15億3,136万1,000円については、復興分などいろいろな分け方があるが、一般的な義務的経費や投資的経費という分け方で説明すると、投資的経費が9億8,104万1,000円であり、その他の経費は5億5,032万円が物件費、補助費等である。

もう一つの分け方として、平成27年度予算を一般事業、一般公共事業、県単公共事業と分けると、今回の15億3,136万1,000円は、一般事業が8億7,746万1,000円、一般公共事業が6億3,840万円、県単公共事業が1,550万円である。

宮川えみ子委員

農の2ページ、イノシシの焼却施設についてである。管理計画に各地域の捕獲数が示されているが、この施設でどの程度の処理能力が見込まれるのか。

また、灰の放射線量はどの程度であるのか。その処分方法についても説明願う。

環境保全農業課長

この事業の補正額は8,100万円であるが、東日本大震災生産対策交付金を活用した事業で国の補助率は2分の1となっており、事業費としては1億6,200万円の施設を整備することになっている。

事業主体は相馬市と新地町が運営する相馬方部衛生組合で、同組合が所有している相馬中核工業団地内の光陽クリーン

センターに焼却施設を設置する計画である。年間の処理量が600頭で、バグフィルター等を備えており、放射性物質が外に出ないように対策は十分とっている。

次に、灰の処理については、イノシシは出荷制限となっているが、10万Bq/kgを超えないものについては最終処分場に搬入する。8,000Bq/kg以下であれば、市町村で所有する通常の埋立処分場への搬入が可能なので、今後の焼却の状況により、処分の方法は変わってくると考えている。

宮川えみ子委員

確認すると、相馬方部衛生組合に対して2分の1の補助をして、灰については大丈夫と考えているということでしょうか。

環境保全農業課長

今回の事業主体が相馬市と新地町でつくっている組合なので、両市町のエリアのイノシシについて処分することになる。灰については、燃やさないとわからない部分もあるが、確認した上で処分を検討することになる。

坂本栄司委員

これまで県内でイノシシの焼却施設をつくった実績はあるのか。

環境保全農業課長

いわゆる鳥獣を焼却する専門施設は、今回が初めてである。ほかの市町村でも焼却処分をしているところはあるが、それは一般廃棄物を処分する焼却施設で焼却している。今回の場合は専用の焼却施設で、通常のごみを燃やすものよりかなり強力と聞いており、一般の廃棄物処理施設では完全に燃え切らず、いろいろ支障もあったが、今回は専用の焼却炉なので完全に燃える県内初の機械である。

坂本栄司委員

他地区でも導入したい場合には、支援を続けていくのか。

環境保全農業課長

今回は家畜用なので、県中家畜保健衛生所に導入されたものと似た施設と考えている。

坂本栄司委員

そうではなく、イノシシの捕獲量がふえるので、これから新たに施設をつくりたい地区があったら、県として支援を続けていくのか。

環境保全農業課長

今回の事業の財源は、東日本大震災農業生産対策交付金であり、鳥獣対策の事業のメニューもあった。これまでは被災した施設の復旧に限定されていたが、この事業については、新しく設置できることになった。

今回の事例を参考にほかの市町村でも要望があれば、この事業が活用できるのではないかと考えているが、まだ国との調整は十分していない。

宮川えみ子委員

この焼却施設は強力なものであると説明があったが、全国的に同様の施設はあるのか。

環境保全農業課長

全国の導入動向はまだ調べていないが、これは既存の製品である。全国的に捕獲した野生鳥獣は、食べる方向性で検討しているので、国のメニューの中に焼却施設はあるが、通常は解体施設と一体化した焼却施設の整備となっている。国の方向性としては、ジビエとして食べるということであるが、残念ながら本県ではそれができないので、焼却することで現在進めている。

宮川えみ子委員

農の3ページ、畜産競争力強化整備事業について、畜産クラスター協議会が実施する施設整備や家畜導入の支援などがあるが、施設は畜舎の整備、家畜導入は購入支援の費用であると思う。畜産関係は原子力災害でいろいろ大変だったと思うが、農家の意欲は出てきたのか。

畜産課長

委員指摘のとおり畜舎の増築のほか、堆肥舎をつくる、場合によっては加工施設をつくるなど幅広く利用できる事業である。今回の場合は、乳用牛の導入に1頭当たり27万5,000円補助し、国が新しく創設したハード事業については、2分の1補助のため、需要が非常に多く12件要望があったが、今回は8件採択された。国は次年度以降も本事業を継続しており、引き続き、要望を取りまとめて事業を拡大していきたい。

宮川えみ子委員

意欲が出てきて12件中8件ということであるので、一生懸命やろうという気持ちに沿った対応を要望する。

次、農の4ページ、森林整備加速化・林業再生基金事業の高性能林業機械等導入事業についてである。森林の放射能の問題は厳しい状況にあるが、機械の導入事業に対する補助はどのくらい要望があり、どのくらいの補助で、意欲がどのようになったのか。

林業振興課長

高性能林業機械については、中通りと会津の4事業体で9台導入することとしている。放射性物質の影響が比較的少ないところにおいて、高性能機械を導入して省力化を図り、安全な作業を確保していくという意欲で各事業体が要望している。

宮川えみ子委員

要望に対して100%であったのか。それとも要望が多くて積み残されているのか。また、補助率と影響の少ない地域とはどの辺なのか。

林業振興課長

全ての要望について補正予算に計上している。補助率は2分の1である。避難指示区域以外では十分に林業生産活動ができるので、高性能林業機械を使った林業生産活動が行われている。

石原信市郎委員

部長説明要旨3ページに国立研究開発法人に駐在の研究員を3名から5名に増員とあるが、国の研究員と共同で研究しているのか、それとも全く個別に各研究員の自主的な判断で研究しているのか。研究内容とその成果をどのように活用し

ているのか。また、各研究員の専門分野について説明願う。

農林地再生対策室長

福島市荒井の国立研究開発法人とは東北農業研究センターであり、そこに県の農業総合センターの研究員を平成25年度から3名配置し研究している。研究内容については、国の研究員と連携したり、あるいは知見の共有化、情報の交換等を行っているが、避難地域等の12市町村に毎日のように通い、現地に試験圃場を設けて、そこで栽培の研究などを行っている。具体的には、平成25、26年度は、露地野菜を実際に栽培して吸収抑制対策の効果や品種間でどのように栽培適性が異なるか研究したり、花の関係では、これまで開発された技術を現地の圃場で試している。

実際に25、26年度と実施して放射性物質も検出されず、期待した収量も得られたので栽培管理担当の農家は安心しており、仲立ちになった市町村も安心している。特に、昨年は浪江町で実証研究とあわせて栽培したトルコギキョウを出荷したところ市場からも大変高い評価を得、これからも応援していくとの言葉もあり、担当した農家や市町村の方も生産振興に大変弾みがついている。

今年度からは研究員を稲作関係の作物担当、野菜担当、花担当の3名から、花担当、畜産担当も加えて5名に拡充しており、飼料用トウモロコシなどの吸収抑制対策について現地で取り組んでいる。

これらの取り組みをしっかりと進め、県で栽培や収量の科学的なデータを具体的に示すことで、農家や市場関係者からも、県がしっかりと取り組んでいるので大変安心であると高い評価を得ているので、浜地域農業再生研究センターの今年度の開所に向けても研究の充実を図るべく取り組んでいきたい。

石原信市郎委員

年度内に開所する浜地域農業再生研究センターに研究が引き継がれていくと理解してよいか。

農林地再生対策室長

浜地域農業再生研究センターは平成27年度の開所であるが、それまで手をこまねいて待っていたわけではなく、25年度から営農再開に向けた実証栽培をやらなくてはならないと判断し、今回のような取り組みを開始しており、これまで得られた実証研究の成果なども生かしながら、さらに拡大していきたい。

満山喜一委員

飼料用米について聞く。日本は家畜用トウモロコシを1,000万t輸入しているが、日本の水田で飼料用米として400万tをカバーしたいという国の目標がある。今年度は第1段階として60万tを予定しているが、農林水産省への締め切りの6月30日までに、本県の目標である2万5,700tの割り当てを達成できるのか。

水田畑作課長

委員指摘のとおり飼料用米については今年度は全農で60万tという目標を掲げ、全農福島県本部に2万5,700t、面積で約4,800haがガイドラインとして示されている。県やJAグループとしても、非常に有効な需給調整と餌の確保の手段であることから、鋭意取り組んでいる。

なお、締め切りが7月末まで延びているので、正確な数字はまだ把握できないが、各農林事務所の聞き取りによると県内全域で2,700ha程度と目標には届いていないが、昨年度の880ha程度からは3倍以上に伸びている。今後は締め切りが延びていることから周知を図りながら推進していく。

満山喜一委員

7月30日まで締め切りが延びたが、4,800haまで2,000haくらい足りない。これは、食用米から変更届を出すことになるのか。

水田畑作課長

本来6月30日までに飼料用米の取組計画書を提出することになっていたが、それがまず延びたので、まだ提出していない方は飼料用米として提出してもらい、既に提出した方も変更が可能であるので、この二つの方法で推進を図っていく。

満山喜一委員

あと1カ月となる中で目標は達成できるのか。農林事務所やJAでやっていると思うが、農家からは主食用を飼料用にすることに抵抗があると聞いている。

水田畑作課長

まず第一には今年産の生産数量目標を達成をしたいと考えている。米余りと言われる中で、本県に割り当てられた以上に主食用を出さないようにして、米価を安定させたいので、その目標達成に向けて、足りない分を飼料用米にしたい。

60万tは全農のガイドラインなので、必ず達成しなければならない数字とは捉えていない。来年度以降も米の消費は減っていくので、飼料用米の拡大はどうしても避けて通れないことから、少しでもふやしていくよう頑張っていきたい。

満山喜一委員

日本の水田農業を安定させるためには、目標達成が必要だと思うので、農林水産部としてしっかり取り組んでもらいたい。

勅使河原正之委員

農の5ページ、災害関連緊急治山事業の内容について説明願う。

森林保全課長

災害関連緊急治山事業は、既存の治山ダムのかさ上げ工事と堆積土砂の排土工事などである。

勅使河原正之委員

かつては砂防ダム、今は砂防堰堤であるが、通常は土砂が堆積して満砂になるとしゅんせつしないで上流に砂防ダムをまたつくっていくのか。それともかさ上げをしていくものなのか。

次に、かさ上げをする砂防堰堤はいつごろつくられたものなのか。老朽化や満砂を放っておくと底抜けや外抜けなどさまざまな懸念があるが、そこをかさ上げするのか。

森林保全課長

かさ上げの考え方については、今回は治山事業であり、砂防事業と若干違いがある。まず砂防事業は土砂をとめるためのダムなので、ダムの後ろはあけておくと、治山事業は溪流や山腹の勾配を緩くして、土砂の移動をとめ、そこに森林を再生する事業なので、治山ダムは、後ろに土砂をためて傾斜を緩くするのが一般的な工法である。今回の場合は土砂がまだ上流にあり、溪流の勾配が少し急なことから、かさ上げをしてさらに土砂をためて、傾斜を緩くして森林に再生していく。

次に、かさ上げ対象の治山ダムは、昭和40年代が一番古かったと思うが、平成にかけても4基整備している。老朽化しているとかさ上げでは強度がもたないので、大丈夫かどうかをあらかじめ調べている。

勅使河原正之委員

治山ダムなので砂防ダムとは違い、強度についても、かさ上げして大丈夫かどうかのチェックも十分していると説明があり安心した。砂防堰堤のほうがかなり多いと思い、治山ダムについてはあまり念頭になかったが、県内には幾つくらいあるのか。

森林保全課長

砂防ダムと治山ダムの違いの一つとして、どちらかという砂防ダムは河川の下流につくり土砂をとめることが多く、治山ダムは森林の中の土砂の発生源につくることが多い。また、先ほど述べたように傾斜を緩くする目的があることから、治山ダムの大きさは、砂防ダムよりも大分小さくなり、どちらかという階段状に設けることになる。ダムが何基あるか資料は今手元にないが、小さいダムを階段状につくるので、本県の森林の中には多くの治山ダムがある。

紺野長人委員

内水面の関係で聞く。淡水魚、特に野生の溪流魚の放射性物質の推移について説明願う。

また、遊漁禁止か出荷制限によって規制されていると思うが、今後の見通しについて説明願う。

水産課長

溪流魚の放射性セシウムの傾向についてモニタリング結果を見ると、平成23年度は基準値超えが45%であったが、26年度は3.3%と全体的に放射性セシウムの基準値超えの個体数割合は減っている。イワナ等については、24年9月に南会津町の館岩川でイワナの出荷制限が解除され、これまでに3魚種7漁場で解除されている。海の魚に比べると時間はかかると思うが、これから出荷制限指示等の漁場については確実に減っていくと考えている。

次に、遊漁と出荷制限については、遊漁券を売る行為が出荷行為とみなされるので、出荷制限がかかった所では遊漁が控えられている。

紺野長人委員

阿武隈川水系の摺上川上流に関しては遊漁券を発行していないため、結果として禁漁と同じ形になっているのか。

水産課長

一般の方は漁業権に基づき遊漁料を払って遊漁をするが、それを出荷と定義づけるので、実際には遊漁できず、委員指摘のとおり禁漁という形になっている。

宮川えみ子委員

米の問題についてである。学校給食の米飯でかなり米を消費すると思うが、高校生に食べてもらい、米好きになってもらうという観点からの協議や検討をしているか。

農産物流通課長

直接高校生向けに県主催で行っている事業はないが、県産食材を使ったレシピを開発してPRする農林水産省主催の「うまいもん甲子園」では、県も教育庁から各学校に参加を促している。大きくは地産地消の中で、本県産の農産物の魅力を

知ってもらうためのさまざまな活動を展開している。

宮川えみ子委員

イノシシ対策について聞く。基本的には生活環境部と協力して実施することであると思うが、最近の被害の実態について説明願う。

環境保全農業課長

有害鳥獣による農作物被害額は、平成25年度は全体で約1億5,000万円であったが、そのうち半分がイノシシによるものである。26年度についてはまだ集計中で正確な数字は出ていないが、25年度よりふえており、被害全体としては2億円前後になるのではないかと集計を進めている。そのうちイノシシによるものは25年度と同じく約半分の1億円ぐらいである。

宮川えみ子委員

イノシシの管理計画を遂行するための組織体制、人員体制、役割分担、予算について説明願う。

環境保全農業課長

イノシシに限らず野生鳥獣の農作物被害対策としては、特別措置法において市町村が捕獲を進めることになっている。市町村が捕獲を進めるに当たり、被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊を設置することになっている。実施隊の身分としては、特別職の公務員として消防団と同じような扱いになっており、市町村から手当が出て、メンバーとしては猟友会、市町村職員、JA職員などが鳥獣の捕獲等を行っている。県では、実施隊を設置した市町村に対して金銭的な支援をすることで対策を進めている。

農業振興課長

これまで補助事業で支援してきたが、実際に市町村や住民の方ほどのような対策をとればよいかわからないことから、今年度から農業振興課に担当者を1名配置し、14ある出先では2名の農業普及職員が担当として直接集落に入り、捕獲する、網を張るなどの対策や、餌場をなくして個体数や繁殖を減らしていくなど、集落ぐるみで対応をとるための支援をしている。

宮川えみ子委員

5年で10分の1という計画の推進について、各部局との協議はどのようにしていくのか。

環境保全農業課長

10分の1にするというのは、自然保護課でつくった鳥獣管理計画のイノシシ管理計画の中で、現在の約5万頭から10年前の水準まで落とすということである。これは捕獲をすることになると思うが、生活環境部では今年度から予算化をして5,500頭捕獲すると聞いている。

農林水産部は、あくまでも市町村での農作物被害への対策としての捕獲である。合計で年間1万8,000頭程度を捕獲しようと現在進めている。なお、農林水産部の捕獲事業は昨年度から継続しており、例えば、市町村の捕獲事業に1頭当たり8,000円支援したり、避難指示解除準備区域については県でみずから捕獲を実施している。

宮川えみ子委員

焼却処理についてである。処分にはどこも困っていると思うが、生活環境部のほうで年間1万8,000頭を捕獲するとなると、その処理がこちらに回ってくるのではないか。

環境保全農業課長

イノシシの処理については、焼却と埋設の2つの方法がある。一般廃棄物なので、法律上は市町村が処理をするが、県が昨年度から実施している緊急捕獲事業で捕獲したものについては、地元市町村に相談して処分してもらっている。

宮川えみ子委員

いわき市ではとても困っているが、連絡調整はどのようになっているのか。

環境保全農業課長

いわき市については、昨年度、約1,000頭のイノシシを捕獲したが、ほぼ100%焼却処分をした。今回いろいろ調査したが、焼却処分ができる場所ではそれほど問題は生じていない。焼却するに当たって、例えばイノシシを細かく切り分けることが大変だと聞いているが、焼却そのものについて問題があるとは聞いていない。むしろ、焼却をせずに埋設をしているところでは、埋設場所がなかなか確保できず非常に困っているという話は聞いている。

宮川えみ子委員

困っているところはどうするのか。

環境保全農業課長

相馬市も困っており、いろいろ調整して国の事業で焼却施設をつくることになった。やはり焼却することが一番よいので焼却施設の設置をこれから働きかけていきたいが、設置そのものが難しい状況もあり、既存の焼却施設をうまく使って焼却するのが、当面とるべき方向と考えている。ただ、困っているところはごみがいっぱいでなかなか燃やせない、地域住民の同意が得られず燃やせないなど、いろいろな状況はあるが、当面は現在の焼却施設をうまく使っていきたい。将来的には相馬市に設置するような専用の焼却施設を設置していくべきと考えている。相馬市以外から焼却施設をつくりたいという要望は今のところないが、今後は市町村と調整して進めていきたい。

宮川えみ子委員

計画推進のために頑張ってもらいたい。

次に、漁業についてである。試験操業での漁獲量は事故前の3%程度だが、魚種はふえているようである。本格操業に向けての障害はなかなか売れないことが消費者と販売者との関係としてあると思うが、考えを説明願う。

水産課長

現在行っている試験操業は魚種と漁場を限定して実施し、値段が幾らつくのかという形で実施している。現段階での本格操業に対する障害は、沿岸性の底魚類であるヒラメ、イシガレイがまだ出荷制限となっていることと、福島第一原発からの汚染水がまだ完全にシャットアウトされていないことが大きな問題だと認識している。

宮川えみ子委員

試験操業の魚種は拡大されているが、漁獲量は報道であったように震災前の3%なのか。また、試験操業でとった魚は

どのように売られているのか。

水産課長

震災前の沿岸の漁獲量の約2万5,000tに対して、平成26年度に試験操業で水揚げされた割合は3%である。試験操業で水揚げされた魚については、通常は競りで高い値をつけた仲買人が買うところを、あらかじめ値段をある程度一定に決めておき、組合が一括で買う形にしていることから、ここでは競りは行われていない。ただ、その魚を築地や本県の市場に売り、そこで正当な値段で競りが行われるのが試験操業の販売形態である。

宮川えみ子委員

検査機器についてである。以前は二枚おろしで検査できる機器が開発されていたが、その後の状況を説明願う。

水産課長

平成26年度は小名浜魚市場で検査機器のテストを続けてきた。いわゆる引き出し式の非破壊式検査機器は、実用的な精度と測定時間が得られたので、今年度は組合と導入について協議している。

宮川えみ子委員

その検査機器を導入すると検査のスピードは、どのぐらいになるのか。

水産課長

引き出し式の検査機器の能力は、検出限界値10Bq/kg以下で測定時間が約25秒と短時間であるが、切り身として500gぐらいの検体が必要である。

宮川えみ子委員

あんぼ柿について聞く。あんぼ柿はトレイで8個は検査できるが、大きいものは検査ができず、収入的になかなか難しいと聞いている。そこで大玉の検査機器の開発状況について説明願う。また、出荷量と出荷額の事故前と現在の状況について説明願う。

園芸課長

あんぼ柿については、平成25年、26年と再開し、出荷量はそれぞれ200t、500tと少しずつ伸びている。販売単価は震災前と同等の単価で販売がされている。非破壊式検査機器の能力の都合上、大玉である化粧箱の出荷形態では検査できない状況である。

検査機器の開発については、国、メーカー等に要請してきたが、なかなか難しいと聞いている。現在の対策としては、トレイ方式の中でも、なるべく高く大玉を売りたいことからトレイのデザインを検討し、開発を進めている。

宮川えみ子委員

事故前と同等の単価であるとの説明であったが、全製品にわたる事故前後での出荷量と出荷額の比較を説明願う。

園芸課長

平成26年は、500tで約7億円の販売額であった。震災前の販売額は最大で30億円であったので、30数%という状況であ

る。

西山尚利委員長

震災前の出荷量についても聞いている。

園芸課長

出荷量については、震災前が多いときで1,500tあったものが、平成26年は500tなので、3分の1である。

宮川えみ子委員

放射能の下がり方の研究もしていると思うが、あんぼ柿の放射能の下がりぐあいは、どのようになってきているか。

園芸課長

あんぼ柿の産地の再生については、現場での除染対策と圃場ごとの収穫前の検査によってリスクをなるべく下げるように努力をしている。加工再開が可能な地域とそうでない地域を色分けし、圃場ごとにもリスクの高いところについては、加工を自粛してもらうことで進めている。

これらの努力の成果として、昨年のデータでは最終的に全量検査で50Bq/kgを超えたものは出荷していない。その割合は全体の1%に満たない状況になっており、努力の成果が出ていると考えている。

宮川えみ子委員

放射能の下がり方の状況について聞いている。つまり、検査機器の開発が難しくなかなか進まないようであるが、何年かたつと検出されないだろうということで、無理して検査機器を開発しないということなのか。

農業振興課長

圃場で樹体を洗浄することで下がる部分もあるが、1本の木の中でも果実ごとにばらつきがある問題が残っており、今年度はそこを解明する試験をしている。また、樹体に取り込まれたセシウムがどういう動きをするか、まだよくわかっていない部分があるので、引き続き研究をしていく。

宮川えみ子委員

林業についてである。平成25～29年度にかけて間伐や路網整備など放射性物質対策と林業の再生を一緒に進める事業計画であるが、当初に予定した方向で進んでいるのか。また、森林の再生と放射能の拡散防止の状況について説明願う。

森林整備課長

ふくしま森林再生事業は、委員指摘のとおり放射性物質対策分と森林整備を一体として進めるものである。この事業は、事業実施主体となる市町村等が計画を立て、その計画の中で事業を進めていくことになっており、34市町村が計画を立てて事業に取り組んでいる。

今年度は、昨年度からの繰越予算と当初予算とを合わせた約82億6,000万円の中で事業を進めることになっている。森林整備として約2,700ha、事前調査と放射性物質対策として4,400ha、そのほかに路網整備として約19万7,000mを実施する。

宮川えみ子委員

計画は予定どおり進んでいるのか。

森林整備課長

市町村の計画の策定に若干時間がかかり、事業が本格化してきたのが本年度からである。昨年度の森林整備の実績は約600ha、今年度は約2,700ha予定しており、4.5倍程度の進捗が見られ、やっと本格的な事業に取りかかっている。

石原信市郎委員

風評被害について聞く。震災から5年目に入り、生産力、販売価格は徐々に戻りつつあると思うが、職員が肌で実感している回復感は、平成23年に比べてどれくらいなのか、雰囲気としてつかみたいので感想があれば聞きたい。

農林企画課長

平成23年当時の混乱からは脱したと考えている。いろいろな問題点がクリアになってきている部分があり、ある程度は解決されてきたのではないかと。まだまだ先は長いと、少しずつ着実に復興に向かっていると感じている。

石原信市郎委員

これまでいろいろな方法で風評被害を払拭してきたと思うが、例えば有名ブロガーを福島県に呼び、宣伝してもらう取り組みもあり、新聞やテレビでも取り上げられたと思うが、それらの具体的な効果について説明願う。

農産物流通課長

その前に、風評について肌でどう感じているのかについて、私の実感についても述べたい。私も量販店の店頭等でイベントをやっており、7、8月は毎週のように出向いている。お客様の反応自体は福島県頑張れ、県産品、農産物を買うからの励ましの声もある。震災当時の「何でこんな持ってくるんだ」というような厳しい批判はなくなっている。イメージとして風評払拭のよい方向に向いていると思うが、何かネガティブな話があれば、またすぐ戻ってしまうのが、非常に悔しいジレンマである。

また、販売にどれだけ結びついているのかが一番の問題である。単価は比較的戻っても、実際どのくらい売れているのか、農家の手取りがどれくらいなのか、効果をしっかりとつかんでいく必要があると考えている。今年度、特に販売機会の確保として商談会等を実施するなどにより、実際に物を売る、物を並べることで効果の検証をしていきたい。

次に、具体的な効果についてであるが、金額的な面で把握するのはなかなか難しい面もある。ただ県内の消費を見るとJA系の直売所の売上げが震災前に戻り、さらに超えている状況が見られる。それらを風評対策をやらなかった場合の23、24年度にぐんと落ち込んだ状態と今の実績を見た場合に数10億円くらいの効果があったとも考えられる。

また、東京都の中央卸売市場での取扱量は震災前の7割程度しか戻っていないが、24年度の落ち込みから見ると、30～40億円程度の売上げの落ち込みを防いだ効果があったとという試算もあり、ポジティブに捉えれば、そのような効果があったと考えている。

石原信市郎委員

有名ブロガーを呼んだとか、東京都在住の方々をツーリスト会社を通じて募集して本県を実際に見て楽しんでもらう企画物のツアーを実施したり、他部局では、観光交流局が外国からバイヤーを呼んで県産品を紹介したり、逆に県産品を外国の万博で展示して特産物を食べてもらうなど、部局を越えてさまざまな取り組みがなされている。これらの連絡調整はどのように行われているのか。もっと伸びる余地があったのかなど直すべき点があれば、このように直せばよかったなど感想を聞きたい。

農産物流通課長

各部の連携については、戦略的な情報発信として広報課をメインに連携をとって効果的な発信をしていく方針を策定している。我々も総合的な発信をしたい場面もあるが、ターゲットによっては逆に農産物に特化して発信したほうがよいケースもある。ターゲット、状況などその場面に応じて発信する情報は選んでいく必要がある。全て一緒に発信していけば効果があるのかと言えば、そこは違うと思うので、場面に応じて適切な情報を発信していくことが必要だと考えている。ただ、食と観光は一体的な面もあるので、うまく絡めながら発信して、取り組みを展開してきた。首都圏からのモニターツアーについても、単なる食生産者との交流にとどまらず、本県の魅力も実感してもらえるよう展開している。

石原信市郎委員

本会議で観光交流局長から県産品の販売にバイヤーを呼んで県産品を紹介していきたいと答弁があった。観光とは別に県産品の売り込みということであったと思うが、考えを説明願う。

農産物流通課長

商工労働部県産品振興戦略課とは一体となって取り組んでおり、特に輸出に関しては、輸出可能な国に対するさらなる拡大や規制緩和に向けた政府関係者の本県への招聘、招致活動を一緒に行っている。県産品という大きなくくりの中には、当然農産物、さらに農産物を利用した加工品も入っているので、連携して取り組んでいる。

石原信市郎委員

生産量は別として売上金額は7割ぐらいまで回復したとのことであるが、残念なのは目玉商品としての扱いの部分はまだ多いことである。もう少し福島ブランドを復活させてもらいたい思いはあるが、7割まで回復してきた、実感としてかなり風評が和らいで農林水産部の打っている手段が成功して下落をとめている、売り上げを回復させているところまで来ていると理解した。今後はもう一步踏み込んで、福島県のブランド力をもう1回立ち上げていこうと、目玉商品扱いから定番商品というふうにしていく段階になりつつあるのかと思うが、現実的にどうか。

農産物流通課長

風評の認識について、私の言い方が悪かったかもしれないが、そんな甘いものではないと考えている。牛肉、水産物、米など非常に厳しい状況にあり、品目によってはまだまだ厳しい状況にあると認識している。そうした中で本県の農林水産物はやはりブランディングがこれから重要になっていく。震災前の状態に戻すだけでなく、本県の魅力を発信していくための契機にしなければいけないと思う。今年度は、生産者のものづくりへの「誇り」を前面に「ふくしまプライド」というキャッチを積極的に打ちブランド向上につなげていきたい。そのブランドによって周りが持ち上げられる効果が出ればと考えており、これから展開するところである。

石原信市郎委員

「ふくしまプライド」という新しい言葉を今後使っていくということで、非常に期待したい。県内で農産物を生産している生産者に本県の農業をもう1回つくり上げてもらうよう期待する。

次に、農林水産部は、流通、生産、林業を含めた県土の維持と広い分野を所管しているが、復興事業もあり人員不足が常に言われている。再任用や他県から職員派遣で応援をもらっていると思うが、技術職と事務職についてどのような割合で応援をもらっているのか。

部参事兼農林総務課長

農林水産部の職員数は4月1日現在で1,595名である。各都道府県からの派遣職員は48名で、多くが相双地方の海岸防災関係で協力をもらっており、農業土木が22名、林業が13名、農業が6名、事務が7名となっている。

石原信市郎委員

県外からの応援職員48名については了解したが、再任用を含めて、技術職が何名いて、本庁に何人、出先に何人いるかについても説明願う。

部参事兼農林総務課長

職員数について、本庁では総室単位となっている。農林水産総室が56名、農業支援総室が88名、生産流通総室が97名、農村整備総室が54名、森林林業総室が69名、本庁計で364名である。次に、各出先機関については、農林事務所等が711名、家畜保健衛生所が60名、試験研究機関と農業総合センター等が342名、合計で1,113名である。職種別については、事務が346名、農業関係が498名、獣医師が65名、農業土木が206名、林業が220名、水産と船舶が74名、技能労務が68名である。

西山尚利委員長

質問の趣旨は、ほかの都道府県からの応援の人数はわかったが、それ以外に緊急雇用や再任用なども含めた人数についての確認である。

部参事兼農林総務課長

一般職1,436名、任期付職員41名、自治法派遣48名、再任用職員70名である。

石原信市郎委員

約160名の応援をもらい農林水産部は必死になって取り組んでおり、県土の保全、農産物の販売に力を入れている。以前も質問をしたが、本当に人手が間に合っているのか。農林総務課長としてはどのように判断しているのか。

部参事兼農林総務課長

我々の業務は、1年間コンスタントに仕事があるものではなく、季節季節に忙しい時期が必ず発生する。例えば、経理の担当者は決算をまとめる時期や予算をまとめる時期があり、それぞれの時期において業務が集中し、残業が続く場合もあるが、それらの時期は協力しながら、優先順位をつけて頑張っていると理解している。

石原信市郎委員

特に本庁においては重点復興期間が今年度で終わることから、予算の獲得や補助メニューの洗い出しなど、いろいろな部分で人手も手間もかかると思う。

農林総務課長から互いに助け合っとの説明があった。また、季節季節で忙しいときとそうでないときがあるとも説明があったが、そのような見方ではなく、常に全体を見通して、やはり人手が足りないと思ったときは、農林総務課長には頑張ってもらい、各部署の意見を取り入れて人員増に取り組んでもらいたい。

坂本栄司委員

農産物流通課長から、風評は厳しい面もあるが回復基調にあり、さらに頑張るとの心強い答弁があった。昼休みに控室に戻ると、「美味しんぼ『鼻血問題』に答える」という本が図書室から届いており、最後の言葉が非常にショッキングで、

「福島の人たちよ、自分を守るのは自分だけです。福島から逃げる勇気をもってください。」とあった。内容を見ると「かなり危ない。厳しい。」とあった。

風評も大分戻ってきた中で、部長説明において避難地域の営農再開とあった。作物については全ての基準を当然にクリアしているが、やはり風評の問題で双葉郡でつくったものなので危ないのではないかと、県のほかの地域の作物にまで影響することを一番心配している。同じ福島県産ということで会津でつくったものにまで影響することになったら非常に困ると懸念している。その中で営農再開をした地域の作物は、ある程度差別化することを考える必要があると思うが、今後の過渡期における進め方について説明願う。

農林企画課長

避難地域の営農再開についての委員の懸念はもつともだと思う。ただ、再開をしていかないと将来はないので、とにかく再開に向けて進んでいきたい。そのプロセスにおいては、きちんとした試験栽培、実証栽培のプロセスを踏み、安全性を十分に確保した上で、本格的な営農再開に取り組んでいく。

風評については農産物流通課長も述べたとおり、容易なものではないと考えているが、克服していくためにはとにかく営農再開しないことには始まらないと認識している。

坂本栄司委員

例えば米を生産した場合に今のところは処分するのか。それともJAと一緒に集荷していくのか。

水田畑作課長

米については、まず除染して環境が整ったところから試験栽培に取り組むこととしている。そこで安全性が確認されて作付再開準備区域となって実証栽培ができ、検査をすれば、食べても、売ってもよいことになる。その後、全量生産出荷管理となるのが再開への段取りである。

最初の試験栽培はやはり不安があるというか、まさに試験なので廃棄が前提であるが、それ以外は実証なので出荷してよいことになっている。

委員の先ほどの質問に関連して状況を説明すると、県としての区分けではないが、地域の農業者、あるいはJAみずからの考え方として、人の口に入るものをいきなりつくるのは心配だという動きがどうしてもある。そのため、まず備蓄米に取り組み、その後は棚上げ備蓄となって餌などに回っていく。また、飼料用米もあるので、実際には備蓄米や飼料用米からスタートしている。

坂本栄司委員

やはり農家としてはつくって市場に出したい中で、県も市町村やJAと連携を密にして、飼料用米の作付推奨について声を上げてもらいたい。要望である。

宮川えみ子委員

部長説明の中で、森林全体の除染方法について具体的な提言として取りまとめ、国に対して方針の決定を働きかけていきたいとあったが、この取りまとめはいつになるのか。また、空間線量率の低減や拡散抑止対策などの効果の実証、市町村と森林組合とも協議とあるが、現在の状況について説明願う。

森林計画課長

森林全体の除染方針は国において定めるものであるが、平成25年9月に森林に関する放射性物質の方向性までは示され

たものの、いまだに方針が出ない状況である。

この間、県は森林内の放射性物質の動態調査を進めており、承知のとおり森林の土壌に平均で8割ぐらい移行している。国においては、県民から森林内における放射性物質が下流域の生活圏へ流出するのではないかと不安の声が寄せられていることから、どのような対策があるのか、あるいは実態として下流域まで大規模に流れるのかも含めた調査やチェルノブイリで報告されているレポートも参考に環境回復検討会等において検討されている。

これら調査研究の成果をもって、環境省が対策を講じることは考え方の中で示されていることから、速やかに地域の実態実情に合わせて方針を示すことを求めている。県でも拡散抑制対策に向けた調査結果を公表しているが、これらの知見情報をもとに双葉郡等避難地域12市町村の林務関係の担当課長や管内の森林組合との検討会で協議した上で、具体的な方針を速やかに示すよう国に求めている。

宮川えみ子委員

いろいろ協議をしていると思うが、取りまとめの時期はいつか。

森林計画課長

具体的な時期については、関係市町村や森林組合等の林業関係団体とも協議検討をしながら、国には早急に示すことを要望していく。

宮川えみ子委員

農業用ダムとため池での放射性物質対策の「技術マニュアル」について、説明会や市町村への訪問により周知を図ったとあるが、どのような意見が出たのか。

農地管理課長

農業用ダムとため池の「技術マニュアル」については、国から3月27日に示されたことから4月に説明会を実施し、その後に各市町村を訪問して周知を図った。

部長説明にある連絡会を加速化交付金の申請に向けて開催したところ13市町村で取り組むことになった。その際に各市町村の状況や取り組みについて意見交換したが、その中では、どのようなため池を対策としてできるかについて、各市町村での捉え方や放射性物質の状況が違うことから、さまざまな意見が出た。現時点での主な意見は、事務手続や調査、復興庁に対する協議等をどのようにするのかという事務的な部分であったが、今後は交付金を受けてからの具体的な調査の進め方等について支援していきたい。